

第 編 間接国稅編

8 酒 稅

8 - 4 免 許 場 数

8 酒 税

8-4 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

区 分	13年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	14 年 度								
					6kl未満	6kl以上 10kl未満	10kl以上 60kl未満	60kl以上 100kl 未 満	100kl 以 上 200kl 未 満				
清 酒	237	4	8	-	23	28	6	6	57	68	24	29	
成 清 酒	23	-	-	-	2	2	-	-	4	4	1	3	
しょう 甲 類	27	-	1	-	5	5	-	-	5	5	1	1	
ちゅう 乙 類	50	1	3	-	6	16	2	2	-	8	2	-	
み り ん 類	25	2	2	-	2	4	1	1	-	5	-	2	
ビ ー ル 類	37	-	2	-	-	1	1	2	15	19	4	2	
果実酒類	46	2	-	-	12	14	-	2	-	2	1	1	
ウイスキー類	13	-	1	-	2	4	-	1	-	1	-	-	
スピリッツ類	6	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
リキュール類	34	1	1	-	7	8	-	1	-	1	-	-	
雑酒	26	-	-	-	-	6	-	-	-	1	-	1	
発泡酒	43	4	1	-	7	15	-	2	-	4	1	4	
粉末酒	18	3	2	-	5	10	-	2	-	3	-	-	
その他の雑酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	31	3	3	-	17	21	-	1	-	1	1	-	
合 計	646	23	24	-	94	144	10	20	81	122	36	44	
各酒類を通じたもの						57		6		88		33	31

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた製造場

調査時点：平成15年3月31日

- (注)
- 1 免許場数は、酒類の種類又は品目の異なるごとに1場として掲げた。
 - 2 「14年度末製造場数」欄には、1製造場で2種類(品目)以上の酒類の製造免許を受けている場合、14年度内
 - 3 「14年度末製造者数」欄には、本店(本店につき免許の有無を問わない。)の所在地において、その製造者が
 - 4 内書 { 「14年度末免許場数」欄…3年以上引き続き酒類を製造しない製造場数及び3年以上引き続き酒類の合計を掲げた。
「14年度末製造者数」欄…試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場

(2) みなし製造場数

区 分	瓶詰のためのもの		販売の便 宜のため のもの	輸出のた めのもの	その他のもの		計	左のう ち実蔵置 場数
	自己の製造 した酒類の 瓶詰場	共 同 の 瓶詰場			設置認可 を受け たもの	設置許可 を受けな いもの		
清 酒	4	1	1	14	16	-	36	22
成 清 酒	-	-	-	12	4	-	16	1
しょう 甲 類	-	-	-	14	3	-	17	-
ちゅう 乙 類	4	-	-	14	3	-	21	-
み り ん 類	2	1	-	13	4	-	20	2
ビ ー ル 類	-	-	1	13	-	-	14	11
果実酒類	1	-	1	13	5	-	20	-
ウイスキー類	-	-	1	13	6	-	20	-
スピリッツ類	-	-	1	13	8	-	22	-
リキュール類	1	-	2	14	5	-	22	5
雑酒	-	-	-	12	2	-	14	-
合 計	12	2	7	145	56	-	222	41
うち実蔵置場数	4	1	3	15	18	-	41	

調査対象：酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場

調査時点：平成15年3月31日

末 免 許 場 数						休 造	合 計	合計欄の うち試験 のための 免許場数	14年度 末製造 場 数	14年度末 製造者数			
200 kℓ 以 上 500 kℓ 未 満	500 kℓ 以 上 1,000 kℓ 未 満	1,000 kℓ 以 上 2,000 kℓ 未 満	2,000 kℓ 以 上 5,000 kℓ 未 満	5,000 kℓ 以 上 10,000 kℓ 未 満	10,000 kℓ 以 上								
場	場	場	場	場	場	内	場	内	場	場	内	者	
30	5	4	2	1	-	22	36	108	233	9	221	7	222
1	1	1	1	1	-	2	8	8	23	-	1	-	21
4	4	-	3	1	-	-	2	10	26	1	10	1	24
3	-	-	-	-	-	7	17	15	48	5	4	2	45
3	1	1	2	-	-	1	6	4	25	3	9	2	22
2	1	-	-	-	3	-	1	16	35	1	31	-	31
-	-	-	-	-	-	19	28	31	48	10	9	5	39
-	-	-	-	-	-	16	21	21	31	5	2	2	24
-	-	-	2	-	-	2	4	4	12	1	-	-	7
1	-	-	-	-	-	2	5	3	7	3	-	1	3
-	2	-	1	-	-	15	21	22	34	4	-	1	27
1	2	-	-	1	2	10	12	10	26	1	3	1	23
1	2	-	-	-	6	9	11	16	46	7	13	4	36
-	-	-	-	-	3	-	-	5	19	1	5	-	13
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	4	7	21	31	7	17	15	25
46	18	6	11	4	14	109	180	294	645	58	325	41	563
32	12	4	6	2	11		43		325	18		20	301

における製造数量が最も多い種類（品目）の欄にのみ、1場として掲げた。

免許を受けている酒類の種類（品目）ごとに1人として掲げた。

製造数量が酒税法第7条第2項に規定する数量に達しない製造場数（同条第3項の規定の適用を受ける製造場数を除く。）

を有する非営業製造者数

(3) 連続式蒸留機の設備状況

製 造 場 数	基 数
18 場	20 基

調査対象：「8-4(1)酒類の製造免許場数」のうち、
連続式蒸留機の設備を有する製造場

調査時点：平成15年3月31日

用語の説明：連続式蒸留機とは、連続して供給される
アルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル
油、アルデヒド等の不純物を取り除くこと
ができる蒸留機をいう。

(4) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数	左のうち休造場数
酒 母	184 場	72 場
も ろ み	32	11

調査対象：酒税法第8条（酒母等の製造免許）の規定により免許を受けた
製造場

調査時点：平成15年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるも
の②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることが
できるもの③これらに「こうじ」を混和したものをいう。
2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講
じたもので、「こす」又は「蒸留する」前のものをいう。

8 酒 税

(5) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	販売業者数	販 売 場 数				販売場数のうち1年以上引き続き休止している販売場数		
		卸売に限る旨の条件が付されているもの	販売方法に条件が付されていないもの		計			
			卸売割合が50%以上又は卸売数量が270kℓ(ビール卸売業にあっては120kℓ)以上のもの	その他				
販売方法に条件が付されていないもの及び卸売に限る旨の条件が付されているもの	者	場	場	場	場	内	場	
全酒類	234	57	166	267	490	11	28	
ビール	10	6	2	4	12	-	-	
洋酒類	42	29	22	56	107	5	6	
輸出入酒類	54	48	28	27	103	12	15	
自製酒類	清酒・みりん	4	13	12	2	27	-	-
	合成清酒・しょうちゅう	-	2	5	-	7	-	-
	ビール	-	6	9	1	16	-	-
	洋酒	1	5	9	-	14	-	-
計	5	26	35	3	64	-	-	
その他の酒類	9	7	1	2	10	1	1	
合計	354	173	254	359	786	29	50	
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの	小売業者の共同購入機関	12	16	-	-	16	-	1
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
	製造業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
	計	12,288	42	-	-	15,923	296	533
全酒類	一般のもの	12,288	42	-	-	15,923	296	533
	特殊のもの	42	-	-	-	436	4	6
	期限付	-	-	-	-	1	-	-
	計	12,330	-	-	-	16,360	300	539
その他の酒類	一般のもの	23	298	2	123	66	1	2
	特殊のもの	298	2	2	2,286	484	28	30
	期限付	2	123	2,286	2,732	26	-	-
	みりんだけのもの 薬用酒だけのもの	123	2,286	2,732	3,341	388	-	1
計	2,732	3,341	3,341	19,701	32	3	3	
合計	15,062	19,701	332	575				
媒 介 業	13	-	-	-	25	6	6	
代 理 業	-	-	-	-	-	-	-	

調査対象：酒税法第9条（酒類の販売業免許）の規定により免許を受けた販売業者

調査時点：平成15年3月31日

(注) 内書は、2年以上引き続き休止している販売場数を示す。

用語の説明：1 **媒介業**とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介（取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をいう。）する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 **代理業**とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(6) 免許場数の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製造場数	酒 類 販売場数
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		ビ ー ル	そ の 他	計		
			甲 類	乙 類					
	場	場	場	場	場	場	場	場	
10	243	24	27	47	43	259	643	339	19,078
11	241	24	27	49	40	263	644	337	19,322
12	237	24	27	50	40	266	644	333	19,279
13	237	23	27	50	37	284	646	331	20,179
14	233	23	26	48	35	280	645	325	20,487

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」の「14年度末免許場数」の「合計」及び「14年度末製造場数」並びに「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」の「販売場数」の「計」を累年比較したものである。

(7) 税務署別免許場数 (その1)

税 務 署 名	製 造 免 許 場 数						
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう 甲 類	しょうちゅう 乙 類	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒
岐 阜 北	場 4	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	場 4
岐 阜 南	9	1	1	2	1	-	3
大 垣	12	1	1	2	1	-	3
高 山	13	-	-	6	-	2	-
多 治 見	8	1	1	-	-	1	1
中 関	14	3	3	2	1	-	4
津 川	9	2	2	-	-	1	3
岐 阜 県 計	69	8	8	12	3	4	18
静 岡 岡	4	-	-	-	-	-	-
清 水	5	1	1	-	1	-	1
浜 西	2	-	-	-	-	1	-
松 東	2	-	-	2	-	2	-
沼 津	4	-	-	1	-	3	1
熱 海	-	-	-	-	-	2	-
三 島	2	1	-	1	1	2	2
富 田	1	-	-	1	-	-	-
磐 田	4	1	1	4	-	-	1
掛 川	2	-	-	1	-	-	1
藤 枝	6	-	-	-	-	-	-
下 田	8	1	1	2	1	2	1
静 岡 県 計	40	4	3	12	3	12	8
千 種	-	-	-	-	-	3	-
名 古 屋 東	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 北	4	-	-	-	-	1	-
名 古 屋 西	4	1	1	3	1	1	3
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	1
昭 和	-	-	-	-	-	-	-
熱 田	4	-	-	-	-	-	-
中 川	3	-	-	-	3	-	-
名 古 屋 市 計	15	1	1	3	4	5	4
豊 岡	5	2	2	3	1	-	2
一 宮	3	-	1	1	-	-	1
尾 張 瀬 戸	5	1	2	2	2	1	1
半 田	1	1	1	-	-	-	1
津 島	12	2	2	1	1	2	3
刈 谷	10	-	-	3	2	-	1
豊 田	5	2	2	4	7	1	1
西 尾	3	-	-	-	-	-	-
小 牧	1	-	-	-	1	-	1
新 城 計	5	-	-	-	-	2	1
愛 知 県 計	3	-	-	-	-	-	-
(除名古屋市計)	53	8	10	14	14	6	12
津 市	10	-	-	-	-	2	1
四 日 市	16	1	2	1	1	-	2
伊 勢	2	1	1	1	-	1	2
松 阪	7	-	-	-	-	-	-
桑 名	2	-	-	-	-	2	-
上 野	17	-	1	4	-	2	1
鈴 鹿	2	-	-	1	-	1	-
尾 鷲	-	-	-	-	-	-	-
三 重 県 計	56	2	4	7	1	8	6
総 計	233	23	26	48	25	35	48

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」及び「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」を税務署別に示したものである。

8 酒 税

(7) 税務署別免許場数 (その2)

税務署名	製 造 免 許 場 数								
	甘 味 酒 果 実 酒	ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原 料 用 ア ル コ ー ル	リ キ ュ ー ル 類	発 泡 酒	粉 末 酒	そ の 他 酒 雑
岐 阜 北	2	-	-	-	-	-	-	-	-
岐 阜 南	2	-	-	1	1	1	-	-	-
岐 大 垣	2	1	-	1	1	2	1	-	-
高 山	-	1	-	1	-	1	-	-	6
多 治 見	1	-	-	1	1	-	-	-	-
中 津 川	3	-	-	3	3	2	-	-	2
岐 阜 県 計	2	-	-	2	2	1	-	-	1
	12	2	-	9	8	7	1	-	9
静 岡 岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 清 水	1	1	-	1	1	1	-	-	-
浜 松 西	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沼 津 東	-	-	-	-	-	1	1	-	-
熱 海 津	-	1	1	1	-	3	4	-	1
三 島 海	-	-	-	-	-	1	1	-	-
富 田 島	1	1	1	1	1	1	1	-	1
磐 田 土	-	-	-	-	-	1	-	-	-
掛 川 田	1	-	-	1	1	1	-	-	2
藤 枝 田	1	1	1	3	1	3	2	-	2
静 岡 県 計	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	4	4	3	8	4	13	9	-	8
千 種	-	-	-	-	-	-	2	-	-
名 古 屋 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 北	-	-	-	-	-	-	1	-	-
名 古 屋 西	3	1	-	1	1	4	1	-	2
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 中	1	-	-	-	-	1	-	-	-
昭 和 田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熱 中 田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 市 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	1	-	1	1	5	4	-	2
豊 岡 橋	2	-	-	2	1	2	-	-	3
一 尾 崎	1	-	-	-	1	1	-	-	1
尾 張 宮	1	-	-	2	2	-	-	-	-
半 津 戸	1	-	-	1	1	-	-	-	-
刈 田	1	1	2	4	3	3	-	-	3
豊 西 島	-	-	-	-	-	2	-	-	-
小 新 谷	-	1	-	2	2	3	-	-	1
愛 知 県 計	-	-	-	-	-	-	1	-	1
(除名古屋市計)	1	1	1	1	-	3	1	1	-
津 市	1	-	1	-	-	1	-	-	1
四 日 市	2	2	-	2	2	2	-	-	1
伊 勢 市	1	-	-	1	1	1	1	-	-
松 阪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
桑 名	-	-	-	-	-	-	1	-	-
上 野	-	-	-	1	-	1	2	-	-
鈴 鹿	-	-	-	-	-	1	-	-	-
尾 鷲	-	-	-	-	-	-	-	-	1
三 重 県 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	2	1	4	3	6	4	-	3
総 計	31	12	7	34	26	46	19	1	31

用語の説明： 1 (A) は、卸売に限る旨の条件が付されているもの
 2 (B1) は、販売方法に条件が付されていないもので、卸売割合が 50%以上又は卸売数量が 270 kl (ビー
 3 (B2) は、販売方法に条件が付されていないもので、(B1) 以外のもの

合 計	製造場数	販 売 業 免 許						税 務 署 名
		卸 売 業 等				小 売 業		
		販売業者数	販 売 場 数			販売業者数	販売場数	
(A)	(B ₁)		(B ₂)					
場	場	者	場	場	場	者	場	
10	8	5	2	5	13	487	572	岐 阜 北
22	10	8	3	9	12	311	431	岐 阜 南
28	15	5	1	4	10	568	702	岐 大 垣
30	21	7	3	6	20	351	387	高 山 見
15	10	4	2	4	7	292	410	多 治 川
40	16	6	4	5	5	412	499	中 津 川
25	11	2	-	2	7	213	250	岐 津 川
170	91	37	15	35	74	2,634	3,251	岐 阜 県 計
4	4	24	7	20	18	407	531	静 岡 岡
14	5	7	1	4	4	331	412	清 水 岡
3	3	5	4	4	17	466	583	浜 松 西
8	3	1	1	4	6	267	353	浜 松 東
20	12	8	12	8	3	488	603	沼 津 津
4	2	13	1	4	10	150	192	沼 熱 海
17	5	4	4	4	12	282	333	三 島 島
5	3	4	2	1	2	280	336	富 田 田
10	4	11	-	7	16	352	502	富 土 土
12	4	2	-	4	2	306	393	磐 掛 田
6	6	1	-	2	4	240	303	磐 掛 川
30	12	5	3	4	1	264	375	藤 枝 田
2	2	12	-	2	10	177	196	下 田 田
135	65	97	35	68	105	4,010	5,112	静 岡 県 計
5	3	7	8	5	5	204	309	千 種 東
-	-	13	6	3	10	103	119	名 古 屋 北
6	5	5	3	5	4	237	339	名 古 屋 西
27	6	13	6	8	11	264	347	名 古 屋 中
-	-	12	5	22	10	202	295	名 古 屋 中
3	1	17	13	30	13	172	203	名 古 屋 中
-	-	14	5	1	11	475	549	昭 和 田
4	4	7	12	5	6	382	532	熱 中 川
6	4	4	9	6	6	244	328	名 古 屋 市 計
51	23	92	67	85	76	2,283	3,021	
25	8	30	5	8	20	725	925	豊 橋 橋
10	6	3	4	3	5	311	422	岡 崎 崎
19	7	3	1	2	7	433	572	一 宮 宮
7	1	6	-	5	2	153	203	尾 張 瀬 戸
40	16	6	3	5	5	603	794	半 田 田
18	10	11	4	4	7	289	381	津 島 島
31	12	5	5	5	4	313	509	刈 谷 谷
3	3	1	4	-	3	342	478	豊 田 田
5	2	3	2	1	4	152	212	西 尾 尾
17	10	14	4	8	10	587	781	小 牧 牧
3	3	-	-	-	2	130	148	新 城 城
178	78	82	32	41	69	4,038	5,425	愛 知 県 計
17	12	11	9	3	3	325	463	(除名古屋計)
34	17	6	3	5	1	309	499	津 日 市
13	4	4	1	5	14	396	531	伊 勢 市
7	7	4	4	1	2	246	312	松 阪 阪
5	3	3	-	4	5	202	261	桑 名 名
29	21	7	3	5	3	238	293	上 野 野
5	3	5	1	-	5	191	295	鈴 鹿 鹿
1	1	6	3	2	2	190	238	尾 鷲 鷲
111	68	46	24	25	35	2,097	2,892	三 重 県 計
645	325	354	173	254	359	15,062	19,701	総 計

ル卸売業にあつては120kl)以上のもの